

四條畷あおぞら幼稚園、忍ヶ丘保育所から
認定こども園への移行について

四條畷市 子ども政策課

1 認定こども園とは

- (1)就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- (2) 地域における子育て支援を行う機能(子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)を備える施設をいいます。

就学前の教育・保育を一体として捉え、
一貫して提供する新たな枠組み

就学前の子どもに
幼児教育・保育を提供

保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、共通カリキュラムを実施

地域における
子育て支援

すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを実施。

幼稚園

- 幼児教育
- 3歳～就学前の子ども

機能付加

保育所

- 保育
- 0歳～就学前の保育に欠ける子ども

以上の機能を備える施設を、
認定こども園として都道府県が認定

2 認定こども園の1日の主なタイムスケジュール

時間	3歳児未満(3号)	3歳児以上	
		長時間(2号)	短時間(1号)
7:30	登園		
8:00	時間外保育		
8:30			
9:00		登園	
9:30	保育	学級を編成し保育・教育活動	
10:00			
10:30	昼食		
11:00		昼食	
11:30			
12:00	順次、午睡	順次、午睡	保育・教育活動
12:30			
13:00			
13:30		降園	
14:00	おやつ		
14:30			
15:00			
15:30	保育	保育・教育活動	
16:00			
16:30			
17:00	時間外保育		
17:30			
18:00			
18:30			
19:00	降園		

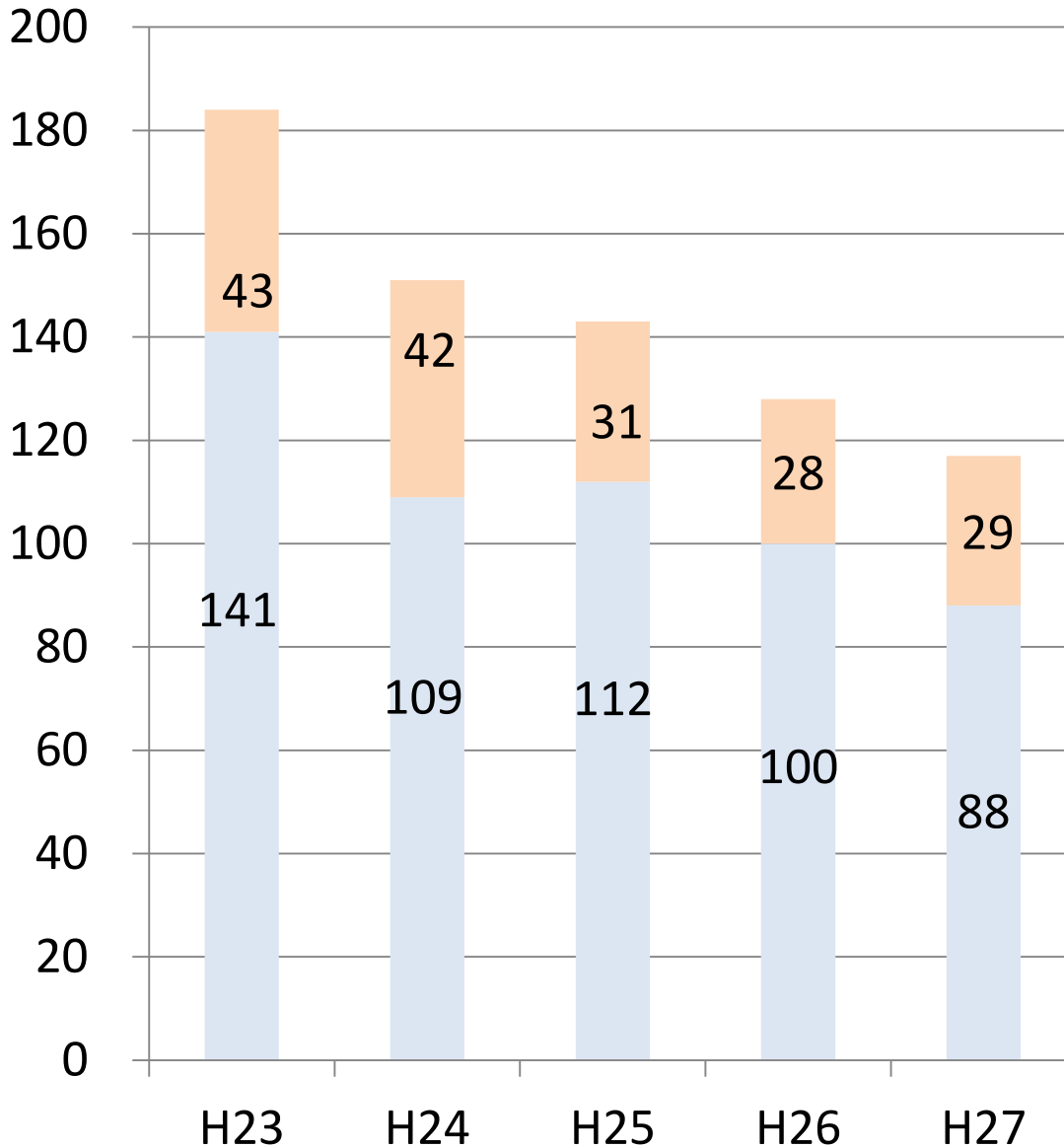


3 平成29年度から認定こども園に移行する理由

- ① 子どもが**親の就労環境に関わらず**、就学前に同じ保育・教育を受けることができる認定こども園に移行することで、**地域の子どもや親が一体的に育つ**ことができます。**小学校に入るときには知り合いやお友達が多くなり**、すぐに子どもたちが学校になじめるなどの効果が期待されます。
- ② 少子化等により、**子どもの数が年々減少傾向**にあり、子どもの年齢ごとの集団が確保しにくくなってきていることから、保育所、幼稚園を一体化することにより子どもたちの**一定の集団規模**を確保することを目指します。
- ③ 今後、全国的に幼稚園や保育所からの**認定こども園化に向けた流れ**が予想されています。このような中、公立の認定こども園の役割として新たな運営方法を確立し、幼稚園と保育所という就学前教育の一本化を図り、**公立小学校へのスムーズな接続**を目指すため、地域の中での先導的な役割が望まれています。



4 あおぞら幼稚園、忍ヶ丘保育所のこどもの数(4, 5歳児)

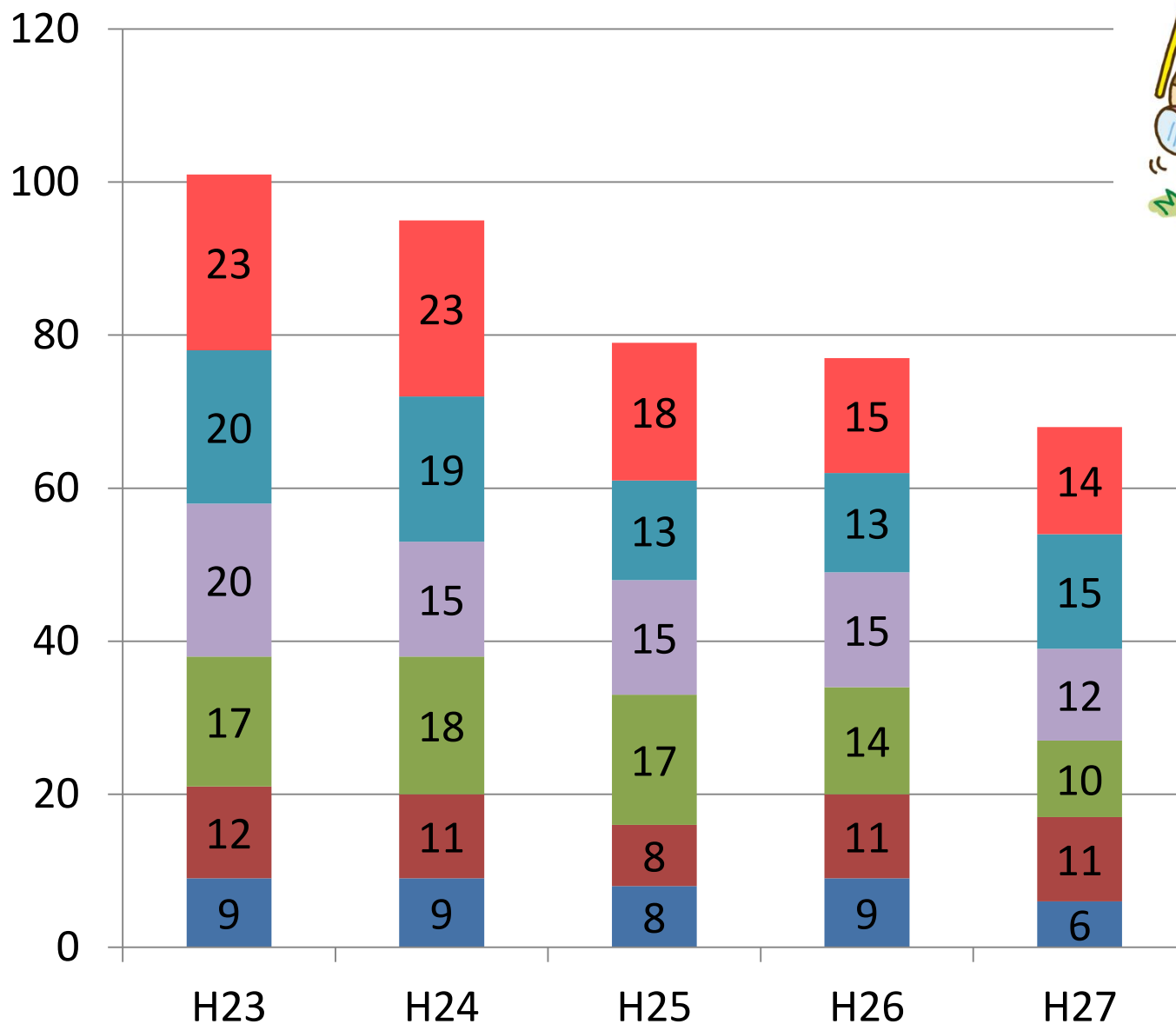


- 忍ヶ丘保育所
- あおぞら(おかやま、えせび)幼稚園

※H25以降、あおぞら幼稚園に変更

あおぞら幼稚園の定員数 130名

5 忍ヶ丘保育所のこどもの推移



※忍ヶ丘保育所の定員数 90名

6 保育・教育内容の充実

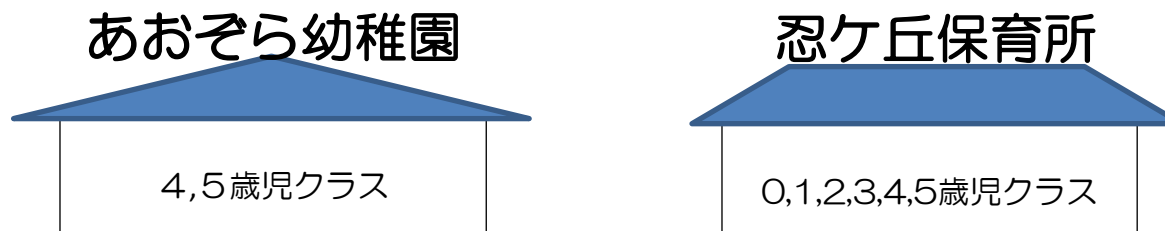
- ① 現在、あおぞら幼稚園は4、5歳を対象に幼児教育を行っていますが、平成29年度から開始する認定こども園においては、**3歳児から幼児教育を開始**するため、1号認定の子どもを3歳から募集します。
- ② **子ども自身が困難な状況やストレスからの回復を行う**ために、自分の感情を上手に処理できるようになる**ファンフレンズの取組み**を進めていきます。
- ③ 小学校に行ったときに姿勢が悪い子が多く、椅子にしっかり座れない子どももいます。良い姿勢を保つためには、人生の土台となる大事な幼児期に、**体幹がしっかり働くことや基礎体力をつける**ことが大事です。
そのため、保育・教育における遊びの中で無意識に、子どもの体幹が鍛えられ、基礎体力が向上するように、さまざまな遊具を使い、集団によるゲームを通した学びを進めていきます。
- ④ 認定こども園と小学校との交流について、**小学校へのスムーズな接続**を目指し、小学校との交流、情報交換等を行っていきます。



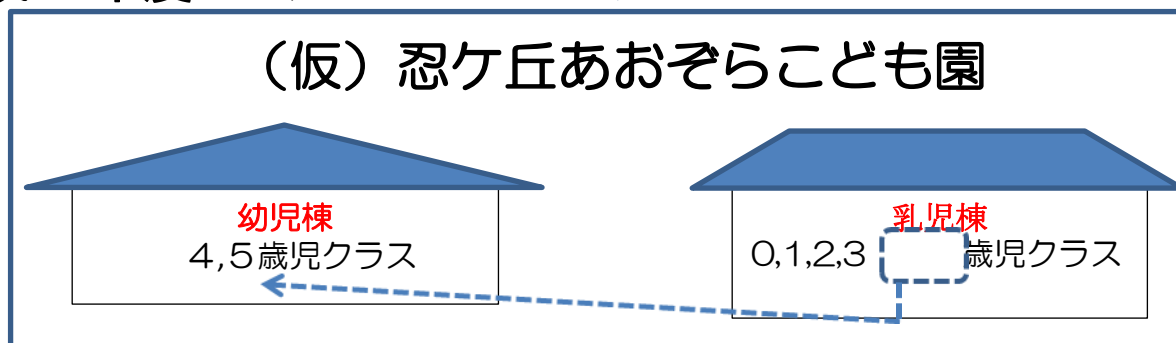
7 あおぞら幼稚園、忍ヶ丘保育所のクラス配置

平成29年度から市立忍ヶ丘保育所と市立あおぞら幼稚園の施設をそのまま利用しながら、**一つの認定こども園**として運営いたします。

< 現在～平成28年度 >



< 平成29年度～ >



※4、5歳児は、(旧)あおぞら幼稚園舎で過ごし、
0～3歳児は、(旧)忍ヶ丘保育所園舎で過ごします。

8 認定こども園の全ての子どもに給食を提供します

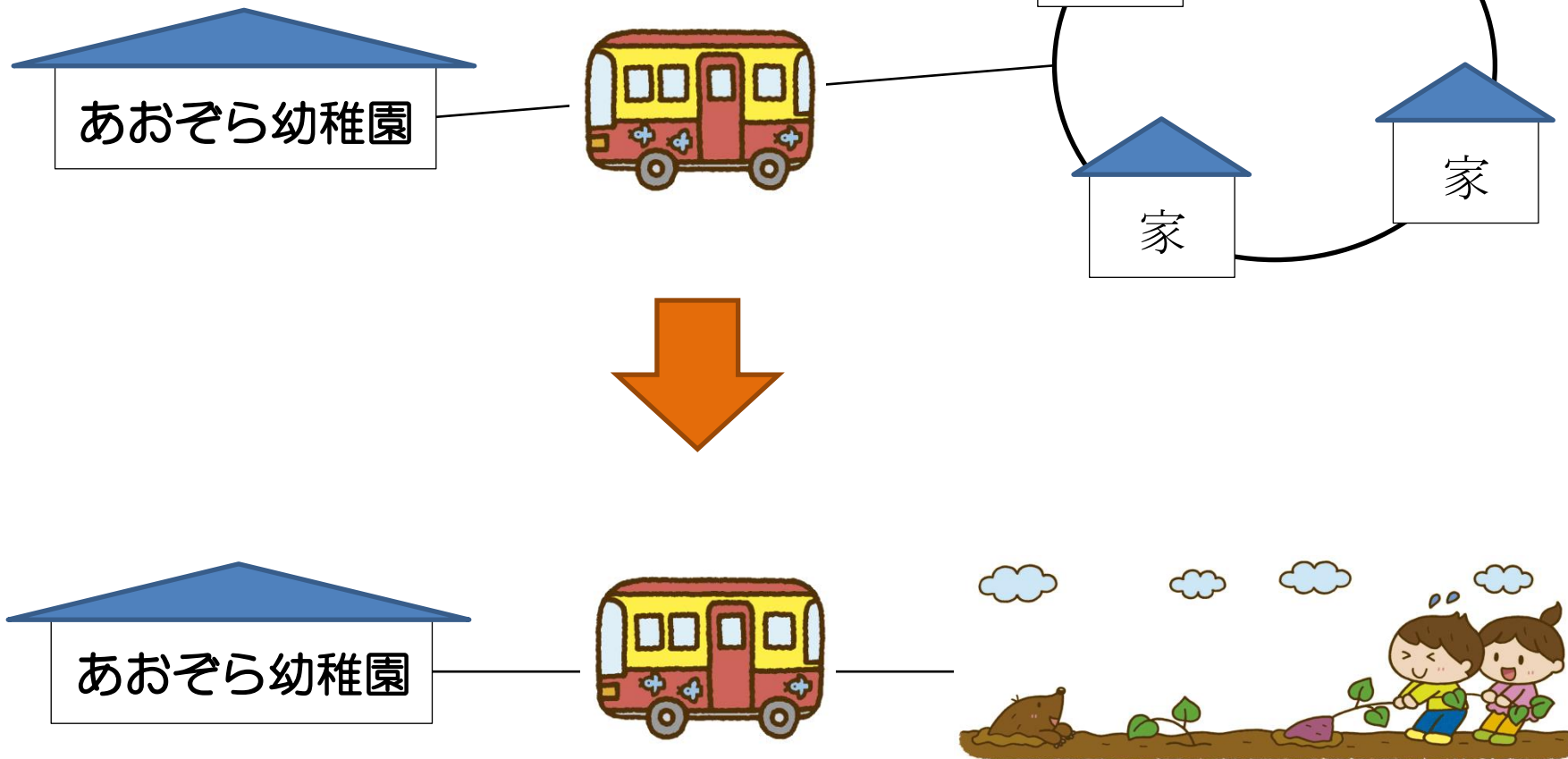
現在は、保育所では給食を子どもたちに提供していますが、幼稚園ではお弁当を持参しています。認定こども園に移行しますと、保育所からの子どもも幼稚園からの子どもも、年齢ごとに合同のクラスになることから、**両方の子どもに同じ給食を提供する**必要があると考えています。

そのため、平成28年度に今の幼稚園の部屋を調理室に一部改造工事を実施し、**平成29年度からは**、認定こども園の全ての子どもに給食を提供していきます。

なお、給食調理については、平成29年度から**民間に調理委託**を行う予定にしておりますが、これまで保育所の給食で行ってございました**アレルギー対応や質を落とさないような取り組み**を進めていきたいと考えています。



9 通園バスの利用変更について



10 通園バスの利用変更の理由

- ・通園に利用しているバスは、**1回あたり12名の子どもを3回**に分けて送迎しています。
- ・このことにより**1回目**のバスで登園する子どもと**3回目**のバスで登園する子どもとでは、**約1時間の差**があり、実際には午前10時前にならないと全員が揃いません。
- ・一斉に行う活動は、全員が揃ってから始めるため、**十分な教育時間が取れにくい**状況があります。
- ・また、現在でも人数制限をしているため幼稚園でのバス送迎希望者全員が乗車できていないことや、今後、認定こども園になり**保育所の子どもと一緒に**なった場合、**更に対象人数が増え**、保護者間で不公平感が出ることも想定されます。
- ・このことから、平成29年度は、経過措置として平成28年度に幼稚園に入園した4歳児については、卒園するまでのもう1年間、通園バスとして利用しますが、平成30年度以降は、通園時の送迎バスとしての利用ではなく、**在園児の行事やイベントなどの送迎**、緊急時の搬送、市内の事務連絡便など、園の公用車として必要に応じて利用していきたいと考えております。



11 幼稚園の預かり保育からの変更

	7:30	8:00	8:30	9:00	12:00	14:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00
保育所	標準時間保育											100
(2,3号)	100	100	100	短時間保育				100	100	100	100	

	7:30	8:00	8:30	9:00	12:00	14:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00
幼稚園					月、火、木、金		200					
					月、火、木、金	300						
					水	300						
					水	400						
↓												
こども園	7:30	8:00	8:30	9:00	12:00	14:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00
(1号)					教育時間		300					

認定こども園になりますと、幼稚園で、6時まで行っていた就労支援型の一時預かりは、保育所の2号に変更になるため、廃止します。また、1号の子どもの預かり保育料については、従来は家からおやつを持参したうえで200円としていましたが、平成29年度以降は調理室からおやつを提供いたしますので、300円とさせていただきます。また、1号の子どもについては、水曜日も2時まで保育・教育を延長します。

12 認定こども園になることによる変更点



①駐車場の利用

幼稚園と保育所の2つの庁舎を一体的に利用できるようになりますので、これまでの幼稚園の駐車場については、**遠方の方などの選考基準や運用ルールを定め、全保護者の中から必要な方については、利用可能**といたします。

②お昼寝

1号の子どもは2時に降園しますので、今まで通りお昼寝はありませんが、**2号の5歳児についても、原則お昼寝をなくしていきます。**(ただし、子どもの状況により対応していきます。)

③保護者会

保育所、幼稚園のそれぞれで構成されている保護者会については、今後どうしていくのか**保護者の意見を聞きながら、話し合いを進めていきます。**

④制服等

現在の**幼稚園の制服は廃止**しますが、年齢ごとに色分けしたカラー帽子については、残していく予定にしています。

12 認定こども園になることによる変更点



⑤行事等

運動会や発表会の行事等については、1つの認定こども園となりますので**統一して行う**こととなります。場所や日時については、今後検討していくこととしています。

⑥お道具箱等

3～5歳児については、**はさみやのりなどの文房具**を揃えていただくこととなります。また、**幼児棟に移る時には、安全面の観点から上靴**を用意していただきます。

⑦保育料

現在の保育所の保護者については、今まで通りの所得に応じた保育料となりますので、特に変更はありません。**幼稚園の保護者**については、**平成29年度から**は保育所と同様の**所得に応じた保育料**に変更になります。

⑧異年齢交流

0歳児から3歳児と4, 5歳児で日中過ごす場所が変わりますが、普段の保育・教育の中で**異年齢が触れ合う機会を作り**、子どもたちの交流を進めていきたいと考えています。